



予定価格はどう変わるのか

柳井理 Osamu Yanai

政 府が九月三十日に改正公共工事品質確保促進法（公共工事品確法）の基本方針と、改正公共工事入札契約適正化法（入札法）の適正化指針を閣議決定した。六月の両法の改正に基づき、平成十七年に制定された基本方針と、平成九年に制定された適正化指針の内容を一部追加修正したものだ。追加された部分も含めて改めてこれらを読んでみると、発注者にとって守るべきごく当たり前のことしか記載されておらず、それが守れない公共工事発注者に対し疑問を感じざるを得ない。罰則規定がないため、努力義務程度にしかとらえていない、ふとどきな発注者がいるとすれば、国土交通省らがそうした発注者をどこまで指導できるかが、これらの法律を生かすカギになるだろう。

予定価格に柔軟性をもたす

両法の改正で、注目しているのが予定価格に

を徴収し、その妥当性を確認しながら積算を行うことも盛り込まれている。これまで入札を行う際、発注者が積算した予定価格は絶対的な存在で、上限拘束性で一円でも上回れば落札できないし、発注者が「歩切り」を行っていても文句一つ言えなかった。それが実勢価格と乖離した予定価格に対しては、受注者側がきちんと積算し価格が折り合わず入札不調・不落となれば、発注者側は適正な予定価格を再設定しなさいと言っているのだ。

上限拘束性を事実上なくす入札契約方式

今回の法律改正では予定価格の作り込み方だけでなく、その作成時期についても考え方を変えている。多様な入札契約方式として技術提案・交渉方式の導入・活用が明記されたが、この方式は請負契約に委託業務で使われている。プロポーザル方式に近い形を取り入れるというものだ。技術提案などで優先交渉者を決定し、その後価格交渉して予定価格を作成する。契約方式は随意契約となる。この運用次第では予定価格の上限拘束性という枠組みが大きく変わることになるかもしれない。

ただ、見積りを徴収して予定価格を再設定したり、技術提案を受け付けて優先交渉者を決定した上で予定価格を決めたりすることは、受注

関する事項だ。同法の改正議論が進む中で、自民党の公共工事契約適正化委員会（委員長・野田毅衆院議員）は、財務省の担当者らに予定価格の見直しを求めたと言われる。予定価格の上限拘束性がデフレを招き、特に地方経済に悪影響を与えていると迫ったのだ。予定価格は予算管理上、便利な存在である。ただ、過去の実勢価格で積算される予定価格は、ダンピングなどの低価格受注が増えると、予定価格自体がどんどん下がりがデフレスパイラルを起す。この状況を改善するために予定価格の見直しを求めたという。

これに対し、財務省は会計法・予決令の改正を伴う予定価格の見直しは拒んだものの、「法律では予定価格をどう作るかは規定していない」とし、予定価格の作り込み方は発注者の責任で考えても良いとも取れる発言をしたという。日本にしか存在しない予定価格になぜここまで財

者にとって大きなメリットがある一方で、リスクもあることを認識しておく必要がある。

仮に談合などの不正行為があると、価格のつり上げにもつながる可能性があり、そうした不祥事が発覚すると、処罰はこれまで以上に厳しくなることが考えられるからだ。言うまでもないが、受注者にとっては、適正な価格で受注できるようになる反面、法律違反を犯せば二度と立ち直れないほどの打撃をうけるということに覚悟しなければならない。

不正を未然に防ぐ仕組みを

予定価格についてはもう一つ大きな課題がある。予定価格の事前公表の問題だ。適正化指針には以前から「予定価格は入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりすること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害（くじ引きによる落札や適正な積算を行わない業者の受注など）が生じかねないことなどの問題があることから、入札前に公表しないものとする」とある。

だが、実際には多くの地方公共団体が未だに入札前に公表している。予定価格を公表するこ

務省がこだわること分らないが、この発言で予定価格の見直し議論は収束し、予定価格の積算方法や設定時期などは柔軟に対応できるという考え方が関係者の中で広がったと言われている。

今回の基本方針でも、建設業の担い手を確保・育成するために、建設企業が「適正な利潤」を確保することが重要とした上で、発注者に対し予定価格を適正に設定すべきだと明記。歩切りに対しても「厳にこれを行わないものとする」と、撤廃を求めている。建設会社にどの程度の利潤があれば、担い手を確保・育成できるかが分からないため、国にその調査を求めることや必要があれば積算基準の見直しも言及している。こうした文言が閣議決定された基本方針に盛り込まれたことの意義は大きい。

さらに、予定価格に起因した入札不調・不落で再入札などを行う場合、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から見積り

とで、関心のある多くの業者に応礼してもらいたいと意向があるのかもしれないが、事前公表する発注者の本音は予定価格の漏洩事件などに職員が巻き込まれないようにすることだ。

公務員には守秘義務があり、これが守れないのは公務員として失格と言ってしまうべきまでもだが、業界全体で不正が起きにくい仕組みづくりを考えることも重要だ。例えば公共調達に関する政治倫理条例の制定もその一つの対応策になるだろう。

地方自治法では地方公共団体の長や議会議員に、その地方公共団体と主な取引を行っている法人の取締役等になつてはならないという兼職禁止の規定（百四十二条や九十二条の二）がある。公共調達に関する政治倫理条例はこの規定を強化するものだ。具体的には取引制限の対象を本人だけでなく、配偶者や同居親族、二親等、三親等が役員をしている法人にまで対象を拡大している地方公共団体もある。こうした不正を未然に防ぐ仕組みは業界が自ら声を上げて取り組んでも良いのかもしれない。

いずれにしても予定価格が柔軟性をもち、上限拘束性という不思議な制度が緩和される方向にあることは建設業界にとって歓迎すべきだが、その一方で業界自身が襟を正すことも肝に銘じておく必要があるだろう。